公益財団法人 日本サッカー協会 2012 年度 定時評議員会

協議事項

1. 2011年度 決算の件

資料No. 2

2. 評議員 選任の件

以下(1)の4名の評議員より辞任の申し出があった為受理し、当該道県FAから推薦があった(2)の4名の評議員を選任したい。

- (1) 退任する評議員
 - ① 田畑 博章(たばた ひろあき)/北海道FA
 - ② 岸 慎一(きし しんいち)/山形県FA
 - ③ 永棹 稔 (ながさお みのる) /福井県FA
 - ④ 逢坂 利夫 (おおさか としお) /徳島県FA
- (2)選任する評議員
 - ① 佐藤 公一(さとう こういち)/北海道FA副会長/1949年5月24日生(63歳)
 - ② 山本 益生(やまもと ますお)/山形県FA会長/1949年4月6日生(63歳)
 - ③ 神谷 敬一郎 (かみたに けいいちろう) /福井県FA副会長

/1958年2月3日生(54歳)

- ④ 播磨 義博(はりま よしひろ)/徳島県FA副会長/1943年4月29日(69歳)
- (3) 選任された評議員の任期

定款第 18 条 (評議員の任期) の規定により、退任した評議員の任期満了の時までとなる為、第 5 号議案の 12 月決算に移行した場合、2015 年度に関する定時評議員会の終結の時までとなる。

3. 役員 選任の件

選任された役員の任期は、定款第29条(役員の任期)の規定により、2013年度に関する定時評議員会の終結の時までとなる。

なお、特任理事は、基本規程第 14 条 (特任理事) の規定により理事会の承認事項であるため、評議員会後に開催される新役員による理事会で選任されることになる。

4. 名誉役員 選任の件

資料No.3

- 5. 事業年度 変更の件
 - (1) 現行の3月決算を、2013年度から12月決算としたい。この場合、事業年度は、以下の通りとなる。
 - ① 2012年度:2012年4月1日から2013年3月31日まで
 - ② 2013年度: 2013年4月1日から2013年12月31日まで
 - ③ 2014年度:2014年1月1日から2014年12月31日まで
 - (2) (1) により、定款第12条を以下の通り変更したい。
 - ① 現行

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

② 改正案

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

③ 施行日

本改正の施行日は、2013年4月1日とする。